

千葉県報

号外
令和7年3月31日

主要目次

規則

○ 千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則

一

規

則

千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第二十四号

千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県県税条例施行規則（平成十九年千葉県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第二号中「第三十条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

第五十四条第四項中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という）を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ）」に改め、同条第五項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

附則第十三項の表以外の部分中「附則第十条の二の二第八項」を「附則第十条の二の二第九項」に改め、同項の表中「附則第十条の二の二第八項」を「附則第十条の二の二第九項」に、「**附則第10条の2の2第8項**」を「**附則第10条の2の2第9項**」に、「**附則第10条の2の2第9項**」を「**附則第10条の2の2第10項**」に改める。

「

円	
あん分率	
0.	
あん分率	
0.	
あん分率	

別記第五十二号様式中

を

「

円	
あん分率	
0.	
あん分率	
0.	
あん分率	

に、

「 4 「（ア）のうち3月交付分」欄は、7月報告分に限って記載してください。「差引」欄の額から（イ）の額を差し引いた額を8月に、（イ）の額を3月に、それぞれ交付します。」

「 4 「（ア）のうち3月交付分」欄は、7月報告分に限って記載してください。「差引」欄の額から（イ）の額を差し引いた額を8月に、（イ）の額を3月に、それぞれ交付します。

備考 平成19年度以降令和5年度以前に賦課決定した個人県民税の取扱状況について報告する場合は、この様式中「個人県民税取扱状況報告書」とあるのは「個人県民税取扱状況報告書（平成19年度以降令和5年度以前賦課決定分）」と、「個人の県民税」とあるのは「平成19年度以降令和5年度以前に賦課決定した個人の県民税」とすること。

に、

に改める。

7	
100	
あん分率	
0.	
あん分率	
0.	
あん分率	

を

7	
100	
あん分率	
0.	
あん分率	
0.	
あん分率	

別記第百六十六号様式及び第百六十七号様式中「繰戻」を「**延滞金**」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第五十四条及び別記第五十二号様式の改正規定は公布の日から、別記第百六十六号様式及び第百六十七号様式の改正規定は令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の千葉県県税条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

購読料

本号

一部

六円

購読申込先

発行者

千葉県中央区市場町一番一号

千葉県

〇四三（二二三）二六五八